

茨城大学教育学部附属中学校 いじめ防止基本方針 平成28年4月1日

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法第2条参考)

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わない、許さない豊かな人格の形成を目指すとともに、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて児童生徒が気付き、豊かな人間関係を形成できるようにすることを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。(いじめ防止対策推進法第1条及び3条参考)

(3) いじめの禁止

児童生徒はいじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第4条参考)

(4) 学校及び教職員の責務

いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての児童等が、安心して教育活動に取り組むことができるよう、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、迅速にその問題に対応して解消を図るとともに、その再発防止に努める。(いじめ防止対策推進法第3条及び8条参考)

(5) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。(いじめ防止対策推進法第9条参考)

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止 (いじめ防止対策推進法第15条参考)

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、生徒が相談しやすい教職員との関係を構築し、個別面談の機会をもつ。

イ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に質する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

ウ 心の通じ合う児童生徒の「絆」づくりをすすめる、学校を安心して生活できる「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。

エ 他者や集団に対する意識を高め、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

オ 全職員が、児童生徒の細かい変化を見逃さず、情報を共有しながら組織的に対応にあたる。

カ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、肯定的な言葉かけに努め、自己肯定感を高め、児童生徒の意欲や自信をもって教育活動に取り組むことができるようにする。

キ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動として、集会等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置 (いじめ防止対策推進法第16条参考)

ア いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年3回程度実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる(調査実施月：5月、10月、1月)。

イ 保護者に対しては、調査を4月、7月、11月、1月の4回実施する。随時、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談窓口を設置する。

ウ いじめ調査実施後、担任等との教育相談を実施する。

エ 生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う(スクールカウンセラー等)。

③ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上 (いじめ防止対策推進法第18条参考)

ア いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する研修を推進する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 (いじめ防止対策推進法第19条参考)

ア 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネ

ットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、「ケイタイ・ネット安全利用教室」等を行う。

イ インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

ウ インターネット上のいじめに関しては、パスワード付きのサイトやSNS等を利用する際の情報モラル教育の理解を深め、教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置(いじめ防止対策推進法第22・23条参考)

ア いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策会議」を設置する。

< 構成員 > 校長、副校長、主幹、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーその他校長が必要と認めた者。

< 活 動 > アンケート調査並びに教育相談に関すること

・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。

・いじめ防止に関すること

・いじめ事案への対応に関すること

< 開 催 > 定例会を月1回(企画会後に実施)し、いじめの兆候を把握した時や、いじめの相談情報があった時はその都度臨時会とする。臨時会については、生徒指導主事が提案をし、校長が必要を認める者を招集する。

イ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

② いじめへの対処と関係機関等の連携 (いじめ防止対策推進法第17条参考)

ア いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、その生徒が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、必要に応じていじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、文部科学省及び茨城大学、所轄警察署等と連携して対処する。

* 必要に応じて県教育委員会にも連絡を行い、近隣学校や機関との連携を図り対応する。

(3) 重大事態への対応

(いじめ防止対策推進法第28条参考)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

① 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

② 重大事態が発生した旨を、文部科学省及び県教育委員会に報告する。

③ いじめの被害を受けた生徒や、情報を提供した生徒を守るための措置を講じる。

④ いじめの加害者に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう措置・支援する。

⑤ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を、積極的かつ適切な方法で提供する。

⑥ 上記調査結果については、大学を通じて文部科学大臣に報告するとともに、必要に応じ、県教育委員会に報告する。

⑦ いじめの被害を受けた生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や、学習支援を行う。

⑧ 当該事項の事実と真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(4) 学校評価における留意事項

(いじめ防止対策推進法第34条参考)

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次のような項目を学校評価に加え、適切に自校の取組を評価する。

① いじめの未然防止に関する取組に関すること。

② いじめの早期発見に関する取組に関すること。

③ いじめへ対処するための取組に関すること。

④ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

⑤ いじめの取組についての関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通し、いじめへの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。